

○岩田委員長

ただいまから農林水産商工委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元の次第のとおり、労働委員会事務局、農林水産部、両部共管、商工労働部の順で所管事項の審査及び調査を行います。

なお、本日中に終了しない場合は、あした、引き続き未了分を行いますので、御承知ください。

それでは、労働委員会事務局の所管事項について審査を行います。

はじめに、労働委員会事務局長の挨拶を受けます。

稲場労働委員会事務局長。

○稲場労働委員会事務局長

おはようございます。岩田委員長、岡本副委員長をはじめ、委員の皆様には、労働委員会の業務について、日頃より御理解、御協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

本日は、労働委員会委員の報酬に係る補正予算案の御審議をお願いしております。後ほど審査調整課長から御説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本年1月以降の労働委員会の業務の執行状況につきまして、紛争処理業務については、個別労働関係紛争のあっせんの件数が9件で、うち8件が終結し、1件が継続中となっております。終結した8件のうち2件が解決、6件が打ち切りの結果でした。また、本日までに労働相談会を1回、出前講座を15回、委員相談を1回実施するとともに、今月29日には出雲市で今年2回目の労働相談会を開催するなどして、紛争の未然防止と労働委員会の認知度向上を図ることとしております。

今月11日に企業に対してカスタマーハラスメント対策の実施を義務づける改正労働施策総合推進法が公布されるなど、労働法制は変化してきており、労働委員会が果たすべき役割も高まっていると感じております。そうした中、労働委員会では公労使の三者構成の強みを生かし、労使間のトラブル解決及びトラブルの未然防止に引き続きしっかりと取り組んでまいります。

最後になりますが、委員の皆様には今後とも御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○岩田委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された労働委員会事務局に係る議案は、予算案1件です。

それでは、予算案の審査を行います。

第95号議案のうち関係分について、執行部から説明をお願いします。

村上審査調整課長。

○村上審査調整課長

第95号議案、令和7年度一般会計補正予算（第2号）のうち労働委員会事務局分について御説明いたします。

資料をお願いいたします。島根県特別職報酬等審議会からの答申等を受けまして、今議会に特別職の職員等の給料の月額等について、条例の改正案が上程されております。この

中で労働委員会委員の報酬も改正予定であるため、補正予算をお願いするものでございます。報酬の改正時期は8月の予定であり、改正額は、15人いる委員のうち、労働委員会会長が月額3,000円の増、そのほか4名の公益委員及びそれぞれ5名ずつおります労働者委員、使用者委員が月額2,000円の増となっておりまして、補正予算額として24万8,000円を計上しております。以上でございます。

○岩田委員長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたが、質疑等ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第95号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

御異議なしと認めます。よって、第95号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了します。

この際、労働委員会事務局全般に関して、委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

それでは、以上で労働委員会事務局の所管事項の審査を終了いたします。ありがとうございました。

執行部の入替えを行いますので、しばらくお待ちください。

〔執行部入替え〕

○岩田委員長

これより農林水産部所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、農林水産部長の挨拶を受けます。

野村農林水産部長。

○野村農林水産部長

改めて、おはようございます。岩田委員長、岡本副委員長をはじめ、委員の皆様におかれましては、日頃より農林水産行政の推進に御支援、御指導を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、令和7年度補正予算案のほか、報告事項といたしまして、前回に引き続き、米の生産と流通の状況、それから原木生産の状況などについて御説明させていただきます。

最初に、まず、米について触れておきますが、直近の状況といたしまして、国が6月23日に公表した小売店のPOSデータによりますと、6月の第2週の5キロ当たりの平均小売価格が、前週に比べて256円低い3,920円になったと報告されております。来月以降、早場米、特に九州や南関東のほうから新米が出てくる時期になりますけれども、

令和7年産の作付意向調査、現時点の作付意向調査によりますと、順調に生育すれば、対前年約40万トン増産される見込みとなっております。現時点で米価の下落も心配されるところですが、県といたしましては、需給バランスについては、備蓄米の買戻しも含めて、国のほうでしっかり対応していただく必要があると考えております。

今後の動きとして2点触れさせていただきます。まず、6月に、与党で、5年間の農業構造転換集中対策といたしまして、基盤整備に8,000億円、共同利用施設の再編に9,000億円が決議されており、事業費として2.5兆円、そのうち1.3兆円を国費で確保すべきだという決議がされております。今後、国の補正予算のほうでも計上されていくことになると思いますが、県といたしましても予算の配分や執行に適切に対応してまいりたいと考えております。

2点目として、水田政策につきましては、令和9年度から見直しが実施される予定となっております。県としましては、生産者の経営判断によりの確に生産調整を行える仕組みは堅持しつつ、生産性向上や輸出をはじめとする事業拡大の取組が必要と考えておりますが、見直しに向けた議論を注視し、この常任委員会でも適時御報告させていただこうと考えております。

本日は予算関係の議案が3件、報告事項4件となります。御審議のほう、よろしくお願いいたします。

○岩田委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された農林水産部に係る議案は、一般事件案1件、予算案2件です。

はじめに、一般事件案の審査を行います。

承認第1号議案のうち関係分について、執行部から説明をお願いいたします。

加藤農林水産総務課長。

○加藤農林水産総務課長

私からは、承認第1号議案のうち、令和7年3月31日付で知事専決処分いたしました令和6年度一般会計補正予算の農林水産部関係分について御説明をいたします。資料は1ページになります。

1の目的別歳出予算のところでございます。一般会計におきまして、国の補助事業ですとか公共事業などの額の確定によりまして、真ん中の補正額（B）の欄の合計欄のところにありますとおり、16億8,300万円余の減額となっております。

2の課別歳出予算では、課別に内訳をお示ししております。御覧のとおり、5つの課で補正を行っております。

次に、2ページからは公共事業費に係る内訳となっております、3ページの④災害関連公共事業、⑤災害復旧事業のほうで減額を行っております。これらは事業費の確定のほか、災害発生時に対応するために枠計上しておりました予算につきまして、2月補正予算以降において災害の発生がなかったことによりまして減額をしたというものでございます。

続きまして、4ページでは一般事業の減額を課別にお示ししております。なお、一番下に地方債と記載しておりますけれども、こちらは公共事業費等の減額に伴う地方債の補正も併せて行っておりますので、記載をさせていただいております。

続きまして、5ページを御覧ください。5ページから7ページにかけまして、補正額を課ごとに事業別に記載しております。右側の備考欄に補正理由を記載しておりますが、1点、農業経営課の1番、担い手総合支援事業につきましては、4,400万円余を減額しております。これは、国の令和6年度補正予算で措置された事業に要望を出したものの、4件中2件が不採択とされたため、このたび減額補正をするものでございます。そのほかの事業の補正理由につきましては、備考欄を御覧いただきたくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○岩田委員長

ありがとうございました。

ただいま説明がございましたが、質疑等ございますでしょうか。特にございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。承認第1号議案のうち関係分について、原案のとおり承認すべきものとするに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

御異議なしと認めます。よって、承認第1号議案のうち関係分については、原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、予算案の審査を行います。

第81号議案のうち関係分及び第95号議案のうち関係分について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明をお願いします。

加藤農林水産総務課長。

○加藤農林水産総務課長

資料の8ページを御覧ください。第81号議案、令和7年度一般会計補正予算のうち、農林水産部関係分について御説明いたします。

1の目的別歳出予算を御覧ください。補正額（B）の合計欄にありますとおり、1億950万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、9ページの課別の一覧を御覧ください。（1）の農業経営課では、新規就農者確保・育成事業につきまして、美郷町が国事業を活用して行う研修用ハウスの整備を支援するために800万円の増額を、（2）の産地支援課では、農業競争力強化対策事業につきまして、JAしまねが国事業を活用して行う、老朽化した出雲市内のカントリーエレベーター等の再編整備を支援するために4,500万円の増額を、（3）森林整備課では、新たな森林管理システム推進事業につきまして、国のモデル事業を活用して大田市で実施されます森林の経営管理権を集約する取組を支援するために3,000万円の増額、林業種苗供給事業につきまして、県が国の事業を活用して、松江市宍道町にあります県緑化センターにおきまして、成長の早い杉、ヒノキの苗木の生産に必要な種子採種を行う採種園を拡張整備するために1,000万円の増額を、（4）沿岸漁業振興課では、水産多

面的機能発揮対策事業につきまして、国補助金の増額に伴い、宍道湖における水草等の除去活動を支援するために１５０万円の増額を、漁業経営構造改善推進事業につきまして、ＪＦしまねが国事業を活用して実施する出雲市の十六島漁港の製氷設備等の整備を支援するために１，５００万円の増額をそれぞれお願いするものでございます。これらの事業の詳細につきましては、後ほど各課長より御説明させていただきます。

続きまして、資料少し飛びまして、１６ページを御覧ください。第９５号議案、令和７年度一般会計補正予算、６月２４日提案分のうち、農林水産部関係分について御説明いたします。

１の目的別歳出予算を御覧ください。補正額（Ｂ）の合計欄にありますとおり、９００万円余の増額をお願いするものでございます。

続いて、１７ページの課別の一覧を御覧ください。（１）農地整備課でございます。国営造成施設管理事業につきまして、当初予算におきまして県単予算で農業水利施設の電気料金等の高騰分の５割を支援しているところでございますが、このたび国におきまして高騰分の７割を補助する制度が設けられまして、６月１日から管内の電力消費のピークを過ぎる９月末日までの間、実施されることになったことを受けまして、増額補正をお願いするものでございます。詳細につきましては、後ほど担当課長より御説明いたします。

続きまして、（２）の水産課でございます。備考欄に記載のとおり、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会の委員報酬につきまして、特別職報酬等審議会の答申を受け増額改定されることから、その増額分をお願いするものでございます。

私からは以上でございます。

○岩田委員長

ありがとうございました。

岸田農業経営課長。

○岸田農業経営課長

資料１０ページを御覧ください。私からは、新規就農者確保・育成事業について御説明いたします。

昨年度、美郷町が農業人材の一層の呼び込みと定着を図るため、国の補助事業を活用しまして整備した研修生受入れ施設につきまして、今回、研修用ハウス１棟を追加整備したいということで、当該事業に係る予算の増額をお願いするものです。なお、２年間の研修を想定しておりまして、今年４月から１期生３名を受け入れ、研修を開始しているところですけれども、今回は２年目研修用のハウスを新設するという事で要望されたものでございます。補助率２分の１で、補正額は８００万円となっております。

私からは以上です。

○岩田委員長

ありがとうございました。

小川産地支援課長。

○小川産地支援課長

失礼いたします。資料１１ページを御覧ください。私のほうから、農業競争力強化対策事業について御説明いたします。

この事業は、２の事業概要の上の表にあります、出雲市にある老朽化したカントリーエ

レーベーターとライスセンターの再編整備を国事業を活用して行うものです。事業内容としては、2の下を表にありますが両施設のもみすりと出荷作業を黒目カントリーエレベーターに集約するもので、黒目ライスセンターのもみすりと出荷機能、もみすり機能を増強し、西部ライスセンターはもみすり機能と出荷機能を停止し、精選作業の終わったもみを黒目カントリーエレベーターに移送する移送タンクなどを整備するものです。今回の再編によって、もみすり作業に係る電気料金等の運営コストの圧縮を図るものとしております。今回は、資料3の(2)にある国の新基本計画実装・農業構造転換支援事業の内示が令和7年5月にあったことから予算の増額をお願いするもので、補助率は国2分の1で、補助額は4,500万円となっております。

私のほうからは以上です。

○岩田委員長

ありがとうございました。

錦織森林整備課長。

○錦織森林整備課長

資料の12ページを御覧ください。森林の集約化モデル地域実証事業について御説明いたします。

令和元年度から開始されました森林経営管理制度は、資料下段の参考図にありますように、まず、市町村が①の所有者への意向調査等を実施し、自分で管理できない所有者から、②の経営管理の申出があった森林につきまして、市町村が森林の状況等を確認しながら経営に適した森林かどうかを判断し、経営に適した森林であれば、④のとおり林業事業体へ森林経営の再委託をしますが、立地条件など経営に適さない森林につきましては、⑤のとおり、市町村による森林管理を行う制度でございます。県内におきましてもこの制度を活用しまして、全市町村で意向調査等の取組を進めているところでございますけれども、森林の所有規模が小さかったり分散していること、また、境界の明確化や所有者の合意形成に時間を要しているというような状況でございます。そのため、効率的に合意形成が進むように、今回、国において、②の森林経営の申出があった森林につきまして、従来、市町村だけで行っていました③、④の検討過程に林業事業体などの関係者も前もって加わることで、より効率的に対象森林を集約化して、④の森林経営の再委託を進めるモデル事業を創設されたところでございます。

今回、この事業を活用しまして、2の事業内容にありますとおり、大田市において、森林組合や市等で構成される協議会が事業主体となりまして、(3)の大田市大屋地域内の森林のうち200ヘクタールを対象に、(2)の将来構想の作成でありますとか、レーザー計測データでの解析、境界の明確化等に係る取組を進めることとしております。対象経費につきましては、全額国費で支援をされ、予算額は3,000万円を要求しています。

続きまして、資料13ページを御覧いただきたいと思います。特定母樹の採種園拡大事業についてでございます。

山に植えるスギやヒノキの林業用苗木につきましては、系統や特性が優れたものを母樹として指定しています。そこから種子を採種し苗を育てて、森林組合などが山に植えていきます。その生産流通過程におきまして、山に植える苗木の元となる種につきましては、県で生産管理をしており、採取した種を生産登録を受けた苗木生産者へ販売し、苗木生産

者が2年程度育てて五、六十センチに育った、成長した苗を森林組合などへ出荷し植林が行われています。今回、その元となります種の生産に必要な母樹となる採種園を整備するもので、中でも成長など従来のものに比べて特に優れた特定母樹と言われるものを整備するものでございます。

事業内容につきましては、2のところに書いてございますけども、右下の写真にありますように、特定母樹の採種園を県立緑化センターで令和元年度から整備しております。今回、さらに0.69ヘクタールの拡張工事を行い、緑化センターで特定母樹の採種園を造成するものでございます。

この事業につきましては、全額国費の事業を活用することとしておりまして、整備された採種園からは、令和10年度頃から種子の採種を見込んでいるところでございます。この造成によりまして、5年後の令和12年度には、特定母樹から生産された特定苗木の出荷量は全体で100万本以上を見込んでいるところでございまして、スギ、ヒノキの特定苗木の出荷割合も8割近くに達する見込みでございます。予算額は1,000万円を要求しています。以上よろしく願いいたします。

○岩田委員長

ありがとうございました。

為石沿岸漁業振興課長。

○為石沿岸漁業振興課長

それでは、お手元資料14ページを御覧ください。水産多面的機能発揮対策事業でございます。本事業では、近年、気候変動等によります海水温の上昇等のため、海藻類の育成不良、いわゆる磯焼けや水草の大量繁茂など、水産生物の生息環境への悪影響に対し、地域の漁業者等が協力して水産生物の生息環境保全に取り組んでおるものでございます。今回は宍道湖における水草等の除去の強化について松江市、出雲市とともに支援するものであります。

事業内容としましては、シジミ等の生息環境の回復維持をするため、水草等の駆除であり、水草が成長する夏までに実施する必要があること、また、国から追加の予算配分があったことから、今回補正をお願いするものでございます。当初計画では5地区5回の水草除去を、5地区10回に倍増して実施する予定としております。なお、本事業の経費負担割合は、国70%、県、市町村が15%ずつとなっておることから、3の補正額につきましては、事業費1,000万円に対して県負担の150万円となっております。

続きまして、15ページを御覧ください。漁業経営構造改善推進事業（十六島漁港 製氷・貯氷施設整備）についてでございます。本事業目的は、漁業協同組合JFしまねが浜の活力再生広域プランに基づき実施する共同利用施設の整備及び旧施設の撤去等を支援するものでございます。

今回の事業内容は、JFしまねが国の事業を活用して、緊急的に老朽化している十六島漁港の製氷・貯氷施設の再整備を気温が上昇する夏までに行うというものでございます。事業全体の期間は令和7年、8年の2年間で、総事業費は9,220万円であり、今年度の実施分としては、事業費は3,000万円、内容としましては、製氷機1基、冷凍機1基を整備するものでございます。補正の額は1,500万円であり、全額国費となっております。

私からは以上でございます。

○岩田委員長

ありがとうございました。

加藤農地整備課長。

○加藤農地整備課長

次に、資料の18ページを御覧ください。農地整備課のほうからは、農業水利施設省エネルギー化推進対策事業について御説明をさせていただきます。

農業水利施設には、主に農業用水を農地へ送る揚水ポンプと農地の排水を川にくみ出す排水ポンプがございます。排水ポンプにつきましては、市街地も含む地域全体の排水機能を有しておりまして、地域の防災・減災機能上は重要な役割を担っているものでございます。こうした施設につきましては、土地改良区などが管理を行っておりますが、電気料金が高止まりしている中、管理者の負担は増加している状況でございます。農業水利施設の省エネルギー化やコスト削減に取り組む管理者に対しまして、現在、県単事業により支援を行っているところでございますが、令和7年5月に国のほうにおいて支援を行うということが決まりましたので、今回、6月からは国庫補助事業を活用いたしまして支援をすることとしたものでございます。今回、6月から9月の国庫補助事業分の予算額といたしまして1,800万円を計上いたしております。あわせまして、当初予算で計上しておりました県単事業につきましては、4月から5月分のみとしまして、1,360万円から900万円を減額いたしまして、460万円を計上することとしております。

説明は以上でございます。

○岩田委員長

ありがとうございました。

以上、説明ございましたが、質疑等ありますでしょうか。

吉野委員。

○吉野委員

説明ありがとうございました。

農業競争力強化対策事業で、カントリーエレベーターとライスセンターの再編整備を行うということで御説明いただいたんですが、御説明の中で、エネルギーのコスト削減になるんだということだったと思うんですけども、いわゆるこの業務の効率化っていうのはどういうふうになるのかっていうのを、御説明をいただければと思います。

○岩田委員長

小川産地支援課長。

○小川産地支援課長

この事業で、エネルギーの省コスト化と効率化を図る事業でもくろんでいるのは、まず、もみすり作業を黒目のカントリーエレベーターのほうに集約して、もみすり機に係る電気代等のランニングコストを、2台あるものを1台にして効率化を図るというものです。それから、集出荷等に人員がかかって、今、2か所で人員を雇っているのを1か所にして労働時間等の削減・効率化を図るということで、その作業に係るコスト、そういったところを圧縮、効率化を図るということで事業を計画しております。

○岩田委員長

吉野委員。

○吉野委員

ありがとうございます。

物流には影響はないと、より効率的になるということによろしいのでしょうか。

○岩田委員長

小川産地支援課長。

○小川産地支援課長

物流のほうは既存1か所にまとめて、これから黒目カントリーエレベーターのほうから出荷するということで今計画をしております、そのことでマイナスになるとかいうところは、今、計画の中ではありません。

○岩田委員長

吉野委員。

○吉野委員

ありがとうございました。もくろみどおりきちんとなるように、どうぞよろしくお願いいたします。

○岩田委員長

そのほか質疑等ございますでしょうか。

園山委員。

○園山委員

ちょっと一般質問でも聞いたんですが、漁村、いわゆるJFの荷さばき所とか、あるいは冷蔵・冷凍施設とか、そういうところが非常に傷んでいると思いますが、野村農林水産部長のお答えは、14か所ほど危険なところがあるということだったんですが、400か所ぐらいの施設のうち。私はそうは見えてないんですね、400か所のうち300か所ぐらい修繕の必要があるように思ってるんですね。

漁協の支所なんていうのは非常にもうどこともぼろぼろですよ。特に、昭和50年代に建設されたところというのは、漁協、各単協時代は、例えば漁協の建物は、1階が物揚げ場と冷蔵庫とか、あるいは荷さばき所などがあって、2階にほとんど事務所があったんですね。階段を上がって、ほとんどが事務作業をします。そこに金融の店舗があったり、あるいは漁協の事務所があったりだったんです。合併・統合されてからは、どことも、本所が支所になったり出張所になったりしてるんですけど、ほとんど修繕とか、あるいは改築されたところなんていうのは本当にもう数えるほどしかないと思います。ほとんど手が入れてないんです。例えば階段の手すりも金属だったら、もう腐れて、手すりを持つと一緒に救急車で運ばれなくちゃいけないような、そういうところが非常に見受けられるんですよ。多分その団体検査室、あるいは監査をするセクションの人たちは、漁協は監査対象になりますから、そういう施設を見て歩いておられるはずなんですけど、そういう指摘がきちっとされてるのかな。例えば社会福祉法人の監査なんかだったら、施設の一つ一つを全部、監査の人たちが見て、一つ一つ、これは適切です、もう少しここはこういうふうにしたほうがいいですよということを指摘をされるんですね。当然、JAさんとかJFさんとか、そういうところへ向かって監査をするセクションをお持ちなんですが、そのいわゆる常例検査、あるいはそうしたそのことは本店にしか行かないんですか。出先には行かない

んですか。出先のその施設を見には行かないのかな。出先の施設っていうのも、ほとんど構造改善だったり、あるいは国や県や市町村の補助金をもらって整備をしてるはずなんです、それは管理状況とかそういうものは全く見ないのかな。私は14か所しか不適切なところがないという報告を野村農林水産部長が受けて本会議で答弁をされたのを聞いて唖然として、あまりの驚きに再質問することを忘れてしまったので、どうなのでしょう。

○岩田委員長

御答弁、どなたがされますか。

曳野団体検査室長。

○曳野団体検査室長

ただいまの園山委員の御指摘ですけども、検査をして、ちゃんと指摘してるのかということだったと思いますけども、常例検査において、JFしまねについては、もちろん毎年もやっておりますし、支所も検査をしております。ただ、先ほど園山委員が言っておられた、施設を全部見て細かく指摘しているのかということについては、ちょっとそこまでなかなか詳しく指摘はできていないのかなと思っております。それはちょっと今後の課題なのかなと思っております。

○岩田委員長

園山委員。

○園山委員

今後の課題じゃないよ。これはね、けがしたり、あるいはその施設が倒壊したりするおそれがあります。以前、浜田ではその施設の使用を禁じた例もあるんですけど、今、非常にどことも大変な状況ですよ。私に言わせれば、見てないと一緒だと思いますよ。それが指摘がしてないというのは、もう全く検査も検査になってない。私は組合員なので、少なくとも自分が住んでいる近隣の施設は見ますけど、もう鉄筋が腐食をして、いわゆるコンクリートが爆裂状態で、いわゆる主となる柱のコンクリートが剥がれ落ちて、そういう状況を目の当たりにしてます。なのに何も指摘もされてないし、また、当事者はそれを全く直そうともしてない、それが何年も続いてますよ。

今度、本当にありがたいことに十六島の製氷機が修理されますけど、6年前から壊れてる。2基あった製氷機が1基しか動いてなくて、1基は完全に動いてない。それで、氷の供給ができなくて、それで恵曇まで氷を取りに行かなくてはいけない状況が起こってました。ところが、何ぼ言っても対応がしてもらえないので、市の補助事業を使って、小型の製氷機を小さな港に作って、それで取りあえず動かしている、そういうところもあります。今回ようやく修繕をしていただくことになって漁業者は喜んでいますが、ですけども、まあ、ようやくかいというのが偽らざる気持ちですよ。

なぜそういうところにきちんとした指摘がされなくて放置をされてるのか、これは私はもう団体検査室の検査官の職務怠慢以外の何物でもないと思っていますよ。しかも、たった14か所しか劣悪なものがないという報告が行ってるとっていうことは、これは虚偽の報告だよ。隠岐の浦郷へ行ってみれば、浦郷のJFしまねの浦郷支所の看板は浦郷漁業協同組合のまんまですよ、合併してから何年になりますか、そういう看板がいまだにかかっているんですよ。で、手すりも腐れてる、もう階段は大きく破損してますよ、その状況、まだ続いてますよ。

○岩田委員長

野村農林水産部長。

○野村農林水産部長

御指摘ありがとうございます。一般質問の中で御質問もいただきましたけれども、少し御説明が足りなかったのかもしれませんが、J Fしまねが設置されている施設や設備というのは漁港に整備されてます。ですから、県の漁港管理という観点から、我々はそこに設置されている施設や設備が本当に老朽化して極めて危険なのであれば、それはしっかり撤去していただかないといけないという問題意識を持っております。

この前御報告させていただきましたのは、昨年度、水産課のほうで県管理漁港内のJ F施設を全て点検いたしまして、確かに、委員からすると少ないという御指摘もあるかもしれませんが、その中で、もうこれは早々に撤去しないと通行人にも危険が及ぶ可能性がある、著しく老朽化した危ない物件について特定いたしまして、それが14件ということでございます。園山委員おっしゃるとおり、本当に老朽化したものはもっとたくさんあるんです。ただ、全てをいきなり更新、建て替えっていうことはなかなかできないものですから、まずは一番危険なものを、我々が優先順位として高いものを特定して、それを分類して、J Fに対してしっかりと御指摘をして、J Fに対して、これは県管理の漁港でもあるので早々に対応してほしいということをきちんと指摘させていただいております。

そこについては、漁港管理の観点から、どちらかというと検査室で対応するわけではなくて、水産課の対応としてそういうことをさせていただいております。検査室のほうも、当然、J Fの健全経営という観点から、内部的なルールとか、しっかりと業務が適切に行われているかという観点を中心に検査しております。もちろん産業振興の観点から、今J Fが持つておられるインフラを水産の生産力を高めるためにもっと更新していかないといけないというアドバイスや指摘をさせていただいておりますので、水産課と総務課の検査室の両構えで、J Fに対しては指摘をさせていただいているところです。

○岩田委員長

園山委員。

○園山委員

言われることが分らんわけではないが、少なくとも私が住んでる所に県管理漁港が4港あります。4港に全てそういう荷さばき所か、それから建屋もあります。全て老朽化しています。窓枠は腐っています。表の戸はたちません。少なくとも荷さばき所のその状況は水産課かもしれない。だけど、J Fの建屋、施設というのは、これは団体検査。本当にきちんとした管理が及んでいるかどうか、いわゆるガバナンスが効いてるかどうかをきちっと検査をしていくのは検査室のほう、ここが指摘をしなかったら、誰も指摘できないじゃない。今年度のうちに、私は、もちろん本所の経営状況とか管理監督、それからその経理、人事、そういうものを監査をするのは当然だけれども、今年度は団体検査室で手分けをして、今のJ Fさんの支所とか出張所の状況というものをきちんと見てほしい。それで、本当にそうしたところにきちっとガバナンスが及んでいて、そこで働いている人たちが本当に通常の業務が遂行できるだけの状況になっているかどうかをきちんと検証していただきたい。私は、そうすることがJ Fのためだと思っています。多分、松江の本所の最高執行責任者の皆さん、あるいは役員の皆さんにそういう実情が現場からきちっと上がっ

ていないのではないかと。だから、ここはやっぱりそういう権能を持っている人たちがきちっと現場を見て、それで適切な助言なり指導をしていただかないと、今のこの島根県の沿岸漁業をつかさどる団体の役割が果たせないと思います。壊れているもの、あるいは老朽化したもの、機能が十分じゃないものは、補助をしたり支援をしたりして直してもらえないといけない。そのためにも、私は団体検査室の皆さんの力を貸してほしいと思うので、ぜひお願いしたい。以上。

○岩田委員長

野村農林水産部長。

○野村農林水産部長

ありがとうございます。基本的に問題意識は全く正しいと思っております。私も同じ問題意識を持っております。具体的にどう対応していくかにつきましては、検査室と水産課、両方連携して対応していく考えです。具体的に県職員が1個1個の施設を逐一点検するという事はなかなか技術的に難しいので、JFしまねの中でそれぞれそういう老朽化施設をどのように把握して、どういう計画で修繕、更新していくのかを、しっかりと検討、それから検証、また計画を立てている体制になっていることをチェックしていくということが県の役割だと思っております。これはJAも同じだと思っておりますので、農林水産部として適切に対応していきたいと考えております。

○岩田委員長

大屋委員。

○大屋委員

今の関連でね、実は園山委員が言われた、県の漁協が合併して、使っていないところ、老朽化しとるの、たくさんあるんですよ。私の地元、浜田においては、唐鐘漁港の場合はもう老朽化して、地元から、もうこれは使わない、危ないということで、いろいろと市を通じて漁協のほうへ強く陳情したんですよ。陳情しても、なかなかやってくれない。やっと解体を3年前ぐらいかな、やってくれたんですよ、もう老朽化して危ないから、ちょうど下が荷さばきと、2階に事務室があった、あの当時のね、ということで解体をして、今、更地になって、荷揚げはしとるけど、もう建物は解体して、みんなすっきりしたんだ。そういう部分があるから、直すところ、今修繕する箇所、それから、使っていなければ、もう解体するところ、そこの辺はしっかり漁協も分かっとなってなかなかしてないのかいう部分もあるが、今言われたように、県のほうが水産課なり、あるいは団体検査室なり、きちっともう一度精査をして、やっぱり危ないところは地域住民にとっても危険ですから、その辺はしっかり分類をして、水産・漁港の課と連携を取って、JFあるいは当該の市のほうにも情報を共有して、しっかり対応していただいたほうが私はいいと思いますがね。

それはたくさんあると思いますよ、そういう老朽化して、もうなかなか使いにくい、上がっても危険だという支所の中で、やっぱり再点検される必要が私はあると思います。使わないものはもう解体をしてほしいということをしっかり強く要請をされ、漁協のもんだから、その辺はしっかり対応されたほうがいいと思います。これは要望しておきます。以上です。

○岩田委員長

そのほか何か御意見ございますか。

それでは、採決を行います。

予算案２件に関して、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

それでは、お諮りいたします。第８１号議案のうち関係分及び第９５号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

御異議なしと認めます。よって、第８１号議案のうち関係分及び第９５号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

次に、報告事項について執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることにいたします。

それでは、順次説明をお願いします。

藤江農山漁村振興課管理監。

○藤江農山漁村振興課管理監

私からは、米をめぐる国の状況や価格、流通のこと、令和７年産の状況について御説明いたします。

まず、１９ページの１の備蓄米の状況ですけれども、上の図が競争入札分で３月から契約がスタートしておりますが、５月２５日時点では、表にありますとおり、小売段階には２３％しか行き渡っていない状況でございます。下の随意契約分につきましては、５月３１日から小売販売がスタートしており、県内でも一部のスーパーで販売されております。価格につきましては、競争入札分は入札ですので、集荷業者までのもとの価格も高く、さらにそれぞれの段階で価格が上乘せされ、小売段階では玄米６０キロで２万９，０００円程度となっております。随意契約では小売段階で約１万円、消費者へは精米５キロで２，０００円程度と価格が抑えられております。

次に、２０ページの（２）も備蓄米の状況を載せさせていただいております。一番上の競争入札分につきましては、全農契約分の約３０万トンのうち１８万７，０００トン、６３％が卸段階へ出荷されている状況でございます。

２は一般米の全国のスーパー等での販売価格の推移を載せております。上の赤い折れ線グラフが令和６年産の米価格ですけれども、もともと令和５年産の米の流通が減少していた中で、８月の南海トラフ地震臨時情報の影響もあると見られます買い込みですとか米の欠品など、報道でも大きく取り上げられ、消費者の方々も米を確保したいというマインドになったことや、令和６年産が昨年秋から出回っても、これまで主流でしたＪＡ系統の集荷率が低下し、縁故米や農家直売への拡大、米卸による直接集荷など、米の流通経路が大きく変化し、高値で取引されます業者間取引を経由した調達が増えたこと、小売店では、新米が出てくる秋まで、米の出荷の量の調整するために、販売数量の制限ですとか価格の調整が行われていたということもありまして、昨年９月に５キロで３，１００円程度だった価格が、今年の５月には４，２００円程度となっております。この価格につきましては、現在、最新の情報でいきますと、先週ですが、約３か月半ぶりに３，９２０円と４，

000円を切って、下がっている状況です。

次に、3の米の流通状況でございます。21ページを御覧ください。上のフロー図は国資料などから作成した流通経路などの状況でございます。上段の流れが先ほどお話ししましたJA系統のフローでございますが、農家の出荷量は減少しております。価格は前年よりも5割増しの60キロで2万円程度、JAから卸業者には6割増しの2万5,000円程度、小売段階では前年より9割増しの精米5キロで約4,200円程度となっております。卸段階におきましては、卸から中食・外食などとの複数年契約の場合は60キロで3万円前後の価格、複数年契約でない小売業者への価格では4万円前後の価格と、高めの価格設定でございます。一部の大手中食・外食事業者は複数年契約によりまして価格を抑え、量を確保されております。下段のJA系統以外のフローを見ていただきますと、JAより高めに生産者から業者が買い入れ、さらに、業者間で取引されます6年産の米価に影響を与えておりますこの業者間取引の取引価格が大体60キロで4万5,000円から5万円と言われております。その下の(2)の業者間取引の価格については、6月上旬には60キロで4万5,000円程度だったものが6月20日には3万5,000円程度に急激に下がっており、小売価格の下落も同じような傾向となっております。

続きまして、22ページの4の主食用米の作付動向についてでございますが、上のグラフが全国、下のグラフが県の数字でございます。この数字は4月末時点の作付動向調査の結果に基づいております。全国では、6年産に比べ、7年産では4.6%の上昇となっておりますが、表にございますように北海道、東北、関東ブロックなどの東日本で大きく増産している状況でありまして、逆に東海、近畿、中四国は1%前後と上昇が少ない状況となっております。一方、島根県では、県全体で1.9%の増産でございますが、地域別では出雲市で大きく増えている状況でございます。

続きまして、次に、5を御覧ください。米の需要量と供給量の関係についてです。国は需給の見通しを策定することとなっております。その策定の考え方について御説明させていただきます。農林水産省は、需要に応じた生産の一環としまして、需要量と生産量の見通しを作成しております。当該年の需要量と生産量の見込みは、農家の方々が営農計画を立てられる前でありまして「前年の10月」にその時点での最新値を用いて試算されております。例えば表の令和5年の需要量と供給量を見ていただきますと、見込みは令和4年の10月に、1人当たりの消費量に人口（推計値）を乗じて需要見込みを算出し、令和4年の作付面積を基準とした生産量669万トンと当年の民間在庫量197万トンの合計により算出されております。実績につきましては、御覧いただきますと、翌年の秋、令和6年の10月に当年の生産量661万トンと民間在庫量の197万トンの合計により、供給量858万トンを算出し、その供給量から翌年の民間在庫量153万トンを差し引いて、令和5年の需要量を705万トン確定しております。

この見込みと実績についてですが、当然違いが生じております。これは令和5年でいきますと、例えば需要量につきましては、見込みが680万トンから実績は705万トンに増加しております。これは食料品全体の価格が上昇する中で、米の価格が比較的緩やかだったため、購入量が当時、春から増加しておりました。また、猛暑の影響によりまして、精米歩留り米が低下して、販売に回す米の量が減ったという、こういった、見込みをつくったときには想定していないことが起こるためでありまして、年によってその差に違いは

ありますけれども、常にその可能性があり、こういった面では、この需要の見込みについては、需要に応じた生産を行う上で一つの物差しであろうかと考えております。

また、すみません、この資料で令和7年産と令和6年産を見てくださいますと、こちらのほう、まだ国のほうで修正されておらずで、令和6年産の供給量の生産量のところ、今679万トンになっておりますが、これには実際、今、備蓄米が例えば一般入札であれば31万トン追加されておりますし、令和7年産の供給量の見込みであります、生産量の見込みであります683万トンにつきましては、先ほど御説明させていただきました作付の増加ということでプラス40万トンといった、増える見込みでございます。まだ確定値ではないことから反映されておらずけれども、こういった状況は6月末の民間在庫量調査を踏まえて8月初旬に出されます需給見通しには反映されてくると思いますので、今後とも県としましてもこういった動向に注意していく考えでございます。

次のページの6を御覧ください。米政策等をめぐる最近の動きに関してでございます。新聞などの報道でもされておりますけれども、作況指数や水稻収穫量の見直しについてでございます。作況指数は廃止され、その年の作柄は前年との対比で示されるようになります。また、水稻の収穫量は、こちらのほうは引き続き行われますけれども、これまではふるい目1.7ミリで使ったもので収穫量を全体を出されておりましたですけれども、今検討されておりますのは、農家がふだん使われておりますふるい目約1.8から1.9ミリに合わせまして収穫量を公表するということが今検討されているところでございます。

なお、その下の相関図につきましては、現在のものを載せさせていただいております、基本的には国のほうで10アール当たりの当年の収量を出されて、面積を掛ければ水稻の収穫量が出されておりますし、作況指数につきましては、当年の10アール当たり収量に割ることの平年収量、過去30年の気象データ等を基に、この年であれば大体これぐらい取れるだろうと推定されたものの割合に100を掛けたものが作況指数でございましたが、こちらのほうが廃止されて、前年との対比で表されていくという形になっております。

続きまして、次のページ御覧いただきますと、先日発表されました米の流通実態調査の概要と、小泉農林水産大臣が先日JA全中に要望されました米の買取り方式に関しまして、概算金制度との比較を記載しております。民間流通実態の把握につきましては、米不足の実態把握や米高騰の流通実態を把握するために行われ、こちらにつきましては、食糧法第47条に基づく届出20精米トン以上の販売業者、全国約7万事業者を対象に在庫量を調査される予定になっておまして、7月下旬に結果が公表される見込みでございます。

また、JAの米の買取り制度につきましてでございますけれども、概算金につきましては出荷時に手取りが確定していないということがありますけれども、販売の結果次第で追加払いがあるなど、精算が可能となっております。一方、買取り価格は出荷時に生産者の手取りが確定するということが経営の見通しが立てやすくなっておりますけれども、JA側に売れ残りリスクが生じる制度となっております。

私からは以上でございますけれども、このように今、米を取り巻く情勢は日々変わってきておりますし、今後、米政策等も大きく変わってくると、政府のほうでも検討がはじまっているところでございます。本県といたしましても、今後米の需給動向なり国の政策の検討状況なりにも注視して、必要に応じて国への要望等も検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○岩田委員長

ありがとうございました。

加地畜産課長。

○加地畜産課長

続きまして、畜産課より、しまね和牛の生産を取り巻く情勢について御報告いたします。

まずは子牛の状況でございます。令和6年は価格が低迷しておりましたが、令和7年に入り、国の保証基準価格5万7千400円を上回り、上昇基調にあります。グラフの赤線で示します島根中央子牛市場の価格は、グラフの黒線の全国平均と同等、中国地方では最も高値で取引される状況にまで回復しております。

この理由として、2点が挙げられます。1点目は、ページの下の方、参考の表に示しますよう、令和6年には受精卵移植を活用した乳牛からの和牛生産が全国的に減少しております、和牛の需給バランスの指標とされます年間50万トンを下回ってきていることから、子牛不足が顕在化してきたことが挙げられます。2つ目に、前回の常任委員会で御紹介しました種雄牛暁之藤など、県の種雄牛に対する評価が高まってきていることが上げられます。8月からは暁之藤産子の上場が本格化してまいりますので、さらに価格の上昇が見込まれております。

次のページ、御覧ください。肥育（枝肉）の状況でございます。グラフに令和5年度、令和6年度の東京と島根の枝肉価格の推移を示しておりますが、双方同程度の価格が横ばいで推移をしております。飼料高騰など生産費高の影響を考慮しますと、肥育経営が安定するには出荷牛の平均枝肉価格がキログラム当たり2,500円以上をキープする必要があります、これを満たす価格にはなっていないのが実情でございます。この理由として、供給が需要を上回っていることが考えられます。導入した子牛を肥育して出荷するまでに20か月かかりますが、前ページで示しました令和5年までの子牛過剰の影響が枝肉で解消されるのは令和7年末から令和8年になってしまうため、消費動向も含め、当面は現在の販売価格が続くと思われます。加えて、これから子牛価格が上昇すれば、肥育素牛の導入価格がかさみ、さらに肥育経営を圧迫することが懸念されております。

なお、国のセーフティネット制度であります牛マルキンの発動は、参考の表に示しておりますが、単年度の経営収支ではなく、牛を単位とした生産の収支で決定されるため、実際の発動は令和9年になると思われます。

以上、令和7年度は、繁殖経営は改善に向かいますが、肥育経営にとって厳しい状況が続くと思われますので、県としましては、輸出も含めた県外需要や県内観光需要の掘り起こし、しまね和牛の販売拡大に取り組むとともに、耕畜連携等により生産費の削減を目指す経営体の取組をサポートしてまいりたいと思います。以上でございます。

○岩田委員長

山本木材振興室長。

○山本木材振興室長

それでは、県内の原木生産の状況につきまして報告させていただきます。資料のほうは28ページを御覧ください。

まず、昨年、令和6年次1月から12月の原木生産の状況でございますが、生産量は全体で6万8千500立米、前年より僅かに減少しまして、量で4,000立米、率にし

まして0.6%の減となっております。生産量の内訳としましては、製材用、製紙チップ用が減少、合板用は横ばい、燃料チップ用が増加しております。一方、県内の原木需要についてでございますが、需要につきましては製材用原木、合板用原木において減少、製紙用チップにおいても広葉樹を中心に減少し、全体では124万8,000立米と、前年に比べまして6万3,000立米、率にして5%減少しております。これらの主な要因といたしましては、住宅着工戸数の減少による原木需要量の減少の影響があるというふうに考えております。

次に、第1期計画期間での原木生産量等の推移でございます。令和2年度から5年間取り組みました農林水産基本計画の第1期計画期間におきましては、将来ビジョンとして掲げております令和12年の原木生産量80万立米に向けまして様々な取組を行ってきたところでございます。その結果、原木生産量につきましては、平成30年の62万8,000立米から、令和6年は68万5,000立米と、5万7,000立米、率にして約1割の増加、また、県内の原木需要に対する計算原木の供給、自給率でございますが、平成30年の42%から令和6年50%と、8ポイント向上するなど、取組による成果も表れてきているところでございます。しかしながら、第1期計画期間での取組によりまして、年々着実に増加してきました原木生産量ですが、先ほど報告しましたように、最終年の令和6年におきましては前年からの微減、ほぼ横ばいと、原木増産に向けまして若干の減速の兆しも見られるところでございます。

このような状況を踏まえまして、今年度から開始しました農林水産基本計画の第2期計画では、まず、原木生産の現場におきましては、今後も伐採現場の奥地化等の生産条件が不利な現場の増加に加えまして、燃油や資材価格の上昇、また、新規就業者の確保も厳しさが増してくることが予想されます。そういったことから、さらなる原木生産の生産性の向上、省力化を進めていく必要があります。また、もう一つの課題でございます、製材品の主な出荷先となる住宅の新規着工戸数の減少によりまして、単価の高い製材用原木の出荷量が減少していることから、引き続き、県内外の住宅での県産木材利用をしっかりと進めていくとともに、現在、木造率の低い非住宅建築物での利用の取組を強化していく必要がございます。

このため、第2期計画におきましては、原木生産等の川上の現場では、従来からの林業機械や林内路網整備に加えまして、ICT等の新たな技術の導入支援や航空レーザーデータ等の活用を進めるなど、原木生産の労働生産性を高める取組を進めてまいります。

また、生産された原木を利用する川下の木材産業での取組ですが、住宅につきましては、エンドユーザーである施主へのPR強化のため、住宅等の支援事業におきまして、これまでの認定工務店に加え、施主を交付対象に加えるほか、JAS材、内装材を使用した場合の加算助成等、支援内容を拡充し、取組を進めてまいります。

最後に、非住宅建築物での県産木材利用の促進につきましては、地域での木材需要を確実に取り込むため、林業・木材関係者に加えまして、建築士等の関係者、それから発注者となり得る団体等も含めた協議会を各地域に設置をしまして、関係者間の連携強化を図ることとしているほか、木造建築への理解、知識を深め、木造建築に積極的に取り組む「しまねの木」認定建築士の育成のための講習会の充実等、取組を強化していく予定にしております。

私からは以上でございます。

○岩田委員長

ありがとうございました。

安田基盤整備室長。

○安田基盤整備室長

私からは、漁港臨港道路における照明柱の点検について報告します。資料の30ページを御覧ください。本件につきましては、本6月議会の原議員の一般質問でありました事項で、本委員会では県水産課が所管する漁港臨港道路の照明柱を対象に報告するものでございます。

まず、経緯でございますが、県としましては、日頃より照明柱を含め、管理する全ての漁港施設について週1回程度、目視を中心とした巡視点検を実施しておりましたが、このたびの出雲市における照明柱の転倒事故を受け、漁港臨港道路上の全ての照明柱について詳細な点検を実施するものでございます。

次に、点検内容についてですが、点検対象としましては漁港臨港道路の照明柱198本になります。点検方法につきましては、土木部と連携し、同様な内容を考えておりまして、一次点検としましては近接目視、ハンマーによる打音調査、支柱内部の目視点検を行います。また、一次点検で異常ありと判定されたものに対しては、専用機器を用いた二次点検を行い、結果、対策が必要となった場合は速やかに撤去、修繕を実施いたします。スケジュールとしましては、来月、7月からはじめまして、令和7年度中、今年度中の完了を予定しております。

最後に、予算措置についてですが、今回の点検は専門業者による外部委託を予定しており、まず、既定の予算により調査を開始しまして、必要に応じて補正予算を検討してまいります。

私からの説明は以上です。

○岩田委員長

ありがとうございました。

以上、説明がありましたが、質疑等ございますでしょうか。

原委員。

○原委員

ありがとうございました。

米の件で、ああして今、食用米の話が話題になっているんですけども、それはそれで国を中心にやっていただくと思うんですが、それ以外の酒米とか、それ以外の米について非常に懸念してまして、実はこの騒動の前からお酒関係の方から酒米が足りん足りんという相談をいただいている中で、今回の米騒動が起きて、本当に悲鳴を上げてらっしゃるというのが現実というか率直なところです。島根県もああして縁の舞をはじめ、非常に力入っていらっしゃるんですけども、それ以外の五百万石とか、あるいは山田錦とか等々、そういうものを作りたいっていう農家さんとか酒蔵さんもおられる中で、そこら辺のいろいろ認識のギャップも非常にあるなということも感じてまして、主食用米を皆さんこうやって、斐川を中心に、先ほども報告があったようにどんどん切り替えていく中で、今年は2割減るんじゃないかっていう報道もあったり、そうすると、島根県の産品である日本酒、

これが今、海外に皆さんどんどん出しておられる中で、非常に厳しくなっていくっていう、創生計画と真逆の方向に今行こうとしていること非常に危惧しています。その辺の対応というか、主食用米だけに今ちょっと目が行きがちなんですけども、そうじゃないところをどういうふうにやっていくのかっていう御見解を聞かせてもらえたらなと思っております。

○岩田委員長

藤江農山漁村振興課管理監。

○藤江農山漁村振興課管理監

先ほど原委員のほうからいただきました、酒米の今後の県の取組ですけれども、原委員にもお話しいただいたように、島根県もこれまで新しい品種ということで縁の舞、こちらのほうは山田錦に代わるといふところの酒造での評価も一部でいただいております、徐々に使っていただいております酒蔵さんも増えてきております。生産者にとってもこちらのほうの品種は非常に作りやすい、倒れにくい、収量も取れるといったところもありまして、島根県といたしましてもこういった新たなものも動きもしながら、酒造組合さん、酒造メーカーさんと生産者が一つになって取り組んでいけるような、まずはそういった体制をつくっていききたいということで、これまでも酒造組合さんと生産者の方、JAの方、代表の方ですけれども、そういった方々を交えて意見交換等も行ってきております。こういった意見交換の中で、それぞれお互い御事情はあると思いますが、やはり島根のこれまで酒米も取り組んできて、長い歴史もありますので、収量の、価格のところ等もございまして、生産者の中にはしっかりそれでも酒米に取り組んでいこうということでやっておられる方もいらっしゃいますので、そういった意見交換を引き続き通じまして、酒米の振興のほう、取り組んでいきたいと考えているところです。

あと、生産指導につきましても、この異常気象等もございまして、その上での異常高温なりカメムシといった病害虫もいっぱい出てきておりまして、せっかく同じ面積つくっても、収量が低くなると酒蔵さんへの供給量が減るといふところもございまして、せっかくつくっていただける面積はしっかり収量を取るといふような指導も兼ねて、これからは引き続き酒造メーカーの方々と生産者の方々と情報共有しながら取り組んでいきたいということを考えているところでございます。

○岩田委員長

原委員。

○原委員

ぜひそれはお願いしたいと思ってまして、根本的には、もう御承知だと思うんですけど、やっぱり高齢化とか、あるいは酒米ってどうしても大規模、平地でなかなかできにくいっていうところで、非常に生産効率が悪いという中でやっておられます。そこが多分根本原因で、そこがない限りは多分生産量ってなかなか増えていかないと思うんです。そうなったときに、私も状況注視しますが、生産量がどのくらい下がるのかとか、あるいはお酒がどのくらい値段が上がってくるかということを見極めながら、根本的な支援とかを考えていかないと、本当に酒文化がもうなくなっちゃうぐらいの危機感を皆さん持っておられますので、単価は確かに主食米より高いかもしれないですけど、そもそも作れないっていう、主食米以上にただでさえ厳しい中での今回の米騒動なので、ちょっとそこも、何ていうかな、中期的というか、支援という視点をぜひちょっと御検討いただきたいなって

いうふうに思っております。そして、いわゆる縁の舞とかの普及とかももちろんやっていたきながら、意見交換もしていただきながらなんですけど、やっぱりどうしても根本原因がそこにあると思うので、ちょっとそれは要望をさせていただきたいと思っております。

○岩田委員長

答弁はよろしいですか。では、要望で。

その他、ございますか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、農林水産部全般に関し、委員の皆様から何かございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

それでは、以上で農林水産部所管事項の審査及び調査を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

ここで5分休憩を取ることといたします。再開は11時35分から行いますので、よろしくお願いします。

〔休 憩〕

○岩田委員長

それでは、委員会を再開いたします。

これより両部共管事項の審査及び調査を行います。

はじめに、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された両部共管に係る議案は、一般事件案1件です。

それでは、一般事件案の審査を行います。

承認第1号議案のうち、関係分について執行部から説明をお願いします。

錦織しまねブランド推進課長。

○錦織しまねブランド推進課長

それでは、私から、資料1ページの承認第1号議案について説明させていただきます。

令和6年度補正予算としまして、本年3月31日付で専決処分を行いましたので御説明いたします。

しまねブランド推進課分といたしまして、一般会計、強くしなやかな食品産業づくり事業費を430万円の減額となっております。理由といたしましては、補助金の交付先において事業実績が減額になったことによるものであります。

説明は以上でございます。

○岩田委員長

ありがとうございました。

説明がございましたが、質疑等ありますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。承認第1号議案のうち関係分について、原案のとおり承認すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

御異議なしと認めます。よって、承認第1号議案のうち関係分については、原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

次に、報告事項について執行部から説明を受けます。なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明をお願いします。

門協中小企業課長。

○門協中小企業課長

それでは、2ページを御覧ください。米国の関税措置に係る対応等について説明をいたします。はじめに、私から商工労働部の状況など全体的な内容を説明いたしまして、後ほど農林水産部から説明いたします。説明資料は前回5月の常任委員会の内容と重複するところがございます。前回と異なる部分を中心に説明させていただきます。

それでは、1ポツ、米国関税措置の概要を御覧ください。追加関税では、鉄鋼・アルミニウムの税率が6月4日に25%から50%に引き上げられております。相互関税につきましては、14%分が現在90日間の適用停止中でございます。

2ポツ、県内事業者への影響を御覧ください。（1）は島根県における米国向け輸出の現状です。前回御説明した内容と同じものになります。品目では機械、電気機器や卑金属、鉄鋼などが上位を占めております。

続いて、（2）商工業者への影響になります。米国への輸出額の大きい企業や自動車関連など輸出企業に部品を供給している企業、合計50社への聞き取り調査の状況です。右下の表を御覧ください。前回報告いたしました5月15日集計分と直近の6月13日集計分を載せております。この1か月間で既に影響が出ていると回答した企業が3社6%から7社14%に増加しております。今後影響が出ると回答した企業は変わらず14社28%でございました。

3ページを御覧ください。影響があった企業、今後影響が出ると回答した企業について、具体的な声を記載しております。直接輸出している企業からは、取引先からの見積依頼数や出荷量に影響が出ているなど聞き取っております。次に、輸出企業に部品などを供給している企業では、受注減少の話が来ているとの声もありますが、今後、受注減少を懸念しているという声も多くありました。

こうした状況の中で、3ポツ、県の対応を御覧ください。（1）特別相談窓口への相談件数ですが、6件となっております。前回、5月15日時点では2件でしたので、4件ほど懸念や不安に関する相談が増加しております。

（2）米国関税措置対策会議の開催です。②の参加機関ですが、経済団体や業界団体、金融機関や国などになります。

③の参加機関からの主な意見です。現時点では直接的な影響は確認できないが、今後、売上げの減少などの懸念があるという報告が多くありました。一方、直接輸出している企業では出荷量に影響が出ているという声もございました。そのほか、米中の対立が激化し、中国への影響が懸念されるという御意見もございました。景気後退などにより、今後の設

備投資に慎重になる企業が多くなるといった御意見もございました。4ページを御覧ください。④です。知事から参加機関に対して積極的な情報収集や適切な支援を行っていただくよう要請いたしております。

続いて、(3) 国への重点要望ですが、関税措置の影響を最小限にするよう、必要な対策を取ることや、価格転嫁の動きが後退しないよう、監視の強化徹底をお願いしております。

最後に、県の支援策、(4) でございます。①制度融資による資金繰り支援につきましては、引き続き対応してまいります。②アドバイザー派遣事業による支援です。表の2つのアドバイザー派遣事業により、県内事業者が実施する事業の見直しなどを支援してまいります。この2つの事業は今回予算額の増額をお願いしております。この後の商工労働部所管事項において御説明をいたします。

最後に、③のセミナーの開催です。県内事業者の方を対象として2つのセミナーを実施いたします。6月27日のセミナーはジェトロ島根と共催で行います。関税措置の対応やジェトロに寄せられる相談例などを情報提供いたします。7月22日のセミナーは関税措置による日本経済や地方への影響などについて説明するものです。こうしたセミナーにより県内事業者の皆様に状況を理解していただき、必要な対策の検討などに活用いただきたいと考えております。県といたしましては、今後も関税措置や県内事業者への影響について注視してまいります。

私からの説明は以上です。

○岩田委員長

ありがとうございました。

加藤農林水産総務課長。

○加藤農林水産総務課長

私からは農林水産業に関係することにつきまして御説明をいたします。資料2ページのほうにお戻りいただきまして、1ポツ、米国関税措置の概要でございます。

農林水産物につきましては下の表、相互関税に記載のとおりでございます、一律10%の追加関税措置が実施され、さらに、14%の追加関税につきましては90日間の適用停止がされている状況でございます。なお、この措置は農産物、水産物に適用されておりまして、丸太や製材といった木材製品につきましては課税されておられません。

2ポツの(1) 米国向けの農林水産物の輸出状況ですが、表の一番下を御覧ください。先ほど商工労働部からの説明がありましたとおり、総額で1,400万円、品目としては米、花卉苗、水産物などとなっております。

3ページ上段、(3) 農林水産業者への影響でございます。6月13日現在、県の機関や農政局などの相談窓口への相談はございませんが、輸出実績のある米などの輸出状況につきまして、5月と6月に聞き取りを行いましたところ、①から③といった理由から、10%の一律課税後から現在まで大きな影響は出ていないということでございました。

下のほう、3ポツの(2) でございます。5月26日に開催しました対策会議におきまして、一番下のポツにございますように、加工品原材料や輸出魚種の餌料として出荷しているものにつきましては、間接的な影響を懸念しているという意見がございました。今後の交渉の状況によって、県の農林水産業に影響が出るような事態が生じるようであれば、

必要な対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

私からは以上です。

○岩田委員長

ありがとうございました。

長井海外展開支援室長。

○長井海外展開支援室長

それでは、続きまして、私から島根・ビジネスサポート・オフィスの取組状況について御報告をいたします。これは前回の本委員会におきまして大屋委員から御指摘いただきましたものについてまとめて御報告をさせていただくものでございます。資料5ページでございます。

まず、改めてでございますが、1の(1)オフィスの概要でございます。当オフィスはタイのバンコク市内に平成26年9月に設置をいたしまして、もう3か月ほどで満11年を迎えます。運営は在タイの日系会計事務所アジア・アライアンス・パートナー社に委託しておりまして、日本人の専任担当者1名を含む6名体制で業務を運営していただいております。業務内容は、下に記載のとおり、企業からの各種相談対応や取引先の候補企業のリストアップまたはあっせん、県内企業がA S E A N地域でビジネス展開を検討される上で生じる様々な御要望に対応をしております。

続きまして、(2)県職員の派遣状況でございます。令和2年度から令和5年度までの4年間、2名の県職員をそれぞれ2年間、アジア・アライアンス・パートナー社に派遣し、同社の業務に携わるとともに、より幅広いネットワーク構築のため、タイ工業省等にも研修派遣として在籍をいたしました。

続いて、(3)これまでの実績でございます。まず、オフィスの活動の実績でございますが、先日の原委員からの御質問に部長が答弁申し上げましたとおり、これまでに10社12拠点が海外進出しておりまして、それらを含めまして、支援した企業数としては実数で152社、1,564件の相談に対応しましたほか、下にあります現地の関係機関や教育機関等々158機関との関係構築、いわゆるネットワーク構築を図ったところでございます。各相談内容については表記載のとおりでございます。

続きまして、6ページに参りまして、2つ目、令和2年度までに3社が撤退をいたしまして、現在は7社9拠点が稼働中でございます。それぞれの進出企業の進出国、あるいは進出形態というのは以下のとおりでございます。現在、下の太枠で囲ったとおり、7社について9拠点がタイとベトナムで稼働中という状況でございます。

次に、派遣職員の実績ですが、業務を通じて様々な県内企業からの御相談について対応してきたところですが、主なものを2つほど記載させていただいております。上の1つ目を御紹介いたしますが、国立キングモンクット工科大学K Xセンターとの連携でございます。いわゆる国立大学の産学連携センターに当たるK Xセンターにつきましては、令和3年度に島根県と連携協定を締結し、以降、マッチングイベントを毎年開催しておりまして、この本県の連携がはじまったのは、この派遣職員が同センターの主任教授の方とお話をする中で、お互いに利がある形で協力ができるのではないかとということで実現したものでございます。なお、県職員の派遣につきましては、参考に記載のとおり、現在3人目を派遣しておりますが、この3人目から派遣先をジェットロに変更して、かつ、派遣期間も3年間

でございます、令和6年度から8年度を予定しておりまして、令和6年度は東京本部、それから令和7年度、8年度はジェトロのバンコク事務所ということで、この7年4月からタイに赴任をしております。

こうした実績を踏まえまして、下の2の今後の取組の方向性でございますが、1.に記載しておりますとおり、大幅な円安から米国の関税措置等々まで、設立当初から社会経済情勢は大変大きく変化をしておりまして、現状は、県内企業が海外に進出したり現地投資を行うというのは比較的難しい環境にあると認識をしているところでございます。一方で、この間、ASEAN地域の各国は高い経済成長を果たしておりまして、現地企業の生産力、技術力も向上しているという現状がございます。こうした現状を踏まえまして、県としては刻一刻と変わる現地の情勢を適時的確に把握をし、県内企業に提供することでビジネス展開につなげていただくため、情報収集を一層高める必要があるというふうに考えてございます。

また、2.でございますが、県内企業、先ほど申し上げたとおり、ASEAN地域内にも高い技術力等々を有する企業がたくさん出てきておりますので、そうした現地企業との技術やノウハウを生かして現地国あるいは第三国で競争力を有する製品・サービスの開発製造あるいは販売が行えるよう、県内企業と現地企業のマッチングを推進していく必要があると考えてまして、こういった取組を進めてまいる考えでございます。

私からは以上です。

○岩田委員長

ありがとうございました。

以上、説明がありましたが、質疑等ございますでしょうか。

大屋委員。

○大屋委員

1点ほど。タイの、11年目に入るんですが、あれは去年あるいは今年度の1年間の県が出しとる予算、例えば人件費、あるいは渡航費、あるいは向こうでのいろいろな諸経費がありますね、そういうものを一括して、昨年、令和6年度幾ら、今年度の予算が幾ら出しとるか。去年、今年との、大ざっぱな予算でいいんです、どのぐらい予算を出しとるのか、それをちょっと教えていただきたい。

○岩田委員長

長井海外展開支援室長。

○長井海外展開支援室長

まず、オフィスの運営委託費が1,300万円です。昨年度決算時点では約50万円ぐらい余って、1,200万円余の実績見込みだったと承知しています。それから、職員経費、派遣経費ですけれども、先ほど申し上げたように、昨年はジェトロに派遣して1年目で東京におりましたので、300万円余の予算でございました。後ほどまた御紹介をさせていただきますけれども、海外渡航に先立っての海外旅行保険の経費とかも含めて、東京の滞在費というのを昨年度は用意をさせていただいたというところでございます。今年度はタイに渡航しておりますので、1,100万円余の人件費がかかるものと想定しており、予算をお願いしているところでございます。

○岩田委員長

大屋委員。

○大屋委員

そうしますと、今年度では、人件費、諸経費、オフィスの経費も合わせて約二千二、三百万円ぐらいの経費ですが、私、これが高いとか安いとかは言いませんし分かりませんが、それに見合う島根県内の企業と、それからバンコクの企業とのいわゆるマッチングというか連携ですね。お互いにウィン・ウィンの、今はやりの言葉ですね、そういう利益を追求して、お互いにそれに見合うだけの効果をやっぱり出すべきだと思います。そういうふうにするから、11年前にバンコクに県が拠点を出した、こういうことなんです、そういう経費に、私が申し上げた、二千二、三百万円ぐらいの予算を出しておりますから、そういったものをしっかり、要は県内企業にそれだけのきちっとした効果が出るようにということをお願いしたいんですが、そこの辺は現状はどのようになっておりますでしょうか。

○岩田委員長

長井海外展開支援室長。

○長井海外展開支援室長

ありがとうございます。先ほど申し上げましたとおり、委託した先は社長が日本人の在タイの会計事務所でございます。ですので、タイのみならずASEANの商習慣にもたけておりますし、それから、法人設立するだとか、あるいは契約するだとか、様々な場面で有利な条件になるように御相談に乗れるというようなことでございまして、本当にお取引をはじめられるという企業様からは大変重宝していただいておりますし、先ほど来申し上げますとおり、円安なので、なかなか海外に進出しようという企業様が県内からあまり出てないという現状ではございますけれども、数少ないそういうのに目が向いていらっしゃる方からは大変助かっているというお声をいただいておりますし、現地ならではのそうした商習慣というものもそうですし、風土みたいなものも併せて教えてもらえるので、我々日本人が日本にいては感じられないそういった空気感というか距離感のようなものをお伝えができるということで、私は大変必要な機能じゃないかなというふうに思っております。

○岩田委員長

原委員。

○原委員

私もその関係で、マッチングの非常にいい取組だと思います。今日じゃなくてもいいんですけど、マッチングをどういうふうにしていくかっていうことがちょっと知りたくて、具体的に、私も議会で質問させてもらった、例えば出雲のIT企業とタイの高速道路局的なところの技術がどのように結ばれたのかとか、あるいは雲南のジェル会社と現地の介護販売会社のところも、私も、もうちょっと詰めればよかったんですけど、それがどういうふうにマッチングをされたのかっていうのが、それがこのAAP社が多分割と仲介されると思うんですけど、どういうふうにそれを仲介していくかっていうことを具体的にちょっと知りたくて、というのは、国内でもそのマッチングっていうのは非常に言われながらも。なかなか進むのが難しい現状があって、ああやって産業振興財団さんとかがいろんな技術とかを把握しながら、どうマッチングできるかっていうのをやっておられるんですけども、なかなかそう簡単にはうまくいかないという中で、じゃあ、海外はこういうふうにや

っていくのかなっていうことが知りたいのと、場合によっては産業振興財団さんとの連携みたいなことももしかしたら必要になってくるかもしれない。マッチングの実績は持つとられるんで、産業振興財団さん、何かそういうこともちょっと知りたいというか、マッチングという言葉はすごくよく聞くんだけど、マッチングさせるのが実は物すごい難しいと思うので、さっき大屋委員もおっしゃっておられるように、せっかくいい取組ですし、予算もかけてますので、その実効性を高めるためにはどうしたらいいのかっていうことを、そのための基礎情報が、またいつでもいいですけど、ちょっと教えていただけたらと思います。

○岩田委員長

長井海外展開支援室長。

○長井海外展開支援室長

ありがとうございます。まさに原委員御指摘のとおりでございますが、一方で、御承知のように、私どもの海外展開支援室が所在します市町村振興センターの5階には産業振興財団の海外展開チームが2人ほど常駐でいることと、それから国際化支援アドバイザーもおりまして、産業振興財団と事実上一体的に業務を進めておりまして、先ほどのマッチングの案件が出てきたときに、産業振興財団のノウハウも当然活用しながらこちらの情報をお伝えし、先方にどういう利があり、こちらがどういう実が得られるかということと一緒に考えていくということでございます。

それから、マッチングの手法についてはまさに原委員御指摘のとおりで、産業振興財団が日々御苦労なさってるあのやり方と同じです。メールでやり取りをし、A A Pが代わりに会いというのを頻繁に繰り返し、秘密保持契約を結び、データを送り、それでどうかという話になって、またそこでオンラインミーティングをするとかっていうことを延々繰り返しましてマッチングが成立するという、産業振興財団が通常取っている手法を海外の企業さんとも取らせていただいているというのが基本的な流れでございます。先ほど来、事例に出していただきましたI T企業との例もまさにそうやって営業をかけて、それならうちとやっていこうというお話をいただけて、話が進んでいるというものでございます。以上です。

○岩田委員長

原委員、よろしいですか。

○原委員

そうですね、まあいいです。個別に調べます。

○岩田委員長

内藤委員。

○内藤委員

私も教えていただきたいんですが、現在このタイ、ベトナムに進出している企業数7社ということなんですが、大体そのどういった業種の企業が出ておられるのか、それが1点と、もう一つは、開設されてから11年になるということなんですが、A S E A Nの経済発展っていうのは理解するわけですが、何でバンコクだったのか、何でタイだったのかっていうそもそものところが分からないので、この点についても少し教えていただきたいのと、本当に島根県が生かしていくということになると、例えば民間ではインドとの交流を

目指していこうっていう、将来のインドの経済発展を見越しながらということで、民間では経済界を中心にインドとの連携をしていこうという動きがあっている中で、このバンコクを生かしていくっていうことであれば、もう少し島根県の経済界と連携しながら、マッチングするなり、あるいは海外に少し進出したいなという意向も含めて、県内の民間企業との情報交換の場みたいなことで、交流協会ぐらいはあるのかもしれませんが、そういう場があってもいいのではないかなというふうには思うんですが、その点についていかがでしょうか。

○岩田委員長

長井海外展開支援室長。

○長井海外展開支援室長

ありがとうございます。冒頭お尋ねにありました業種ですけれども、製造業が4社ですね、それから卸売業が1社、食品関連の小売業1社、それから建設関連の企業が1社という状況でございます。

それから、2点目のお尋ねですけれども、まず、ASEAN地域は、タイこそ人口が今、減少する段階に入ってきておりますけれども、インドネシアとか含めまして、ASEAN 10か国で今後も人口が増えていくと見られておりまして、約7億人の人口になるということで、市場としては非常にまだ有望な市場であろうというふうに思っております。それから、タイという国は非常に親日的であること、それから商習慣等も割と日本人になじみのあるというか、そういう、何というか、日本人も契約等で、苦労はするんですけれども、比較的ほかの海外に比べてそういうことが少ないというふう聞いております。

それから、加えて、タイという場所は、御承知のように、南にはシンガポール、インドネシアがありますし、東にはベトナム、それから北には中国等々、地域的に、タイ自国のみならず、近等距離にそれぞれ異なる魅力的な市場というのが隣国にございまして、タイという場所を拠点にASEANあるいは中国も含めて県内企業がビジネス展開をしていくという場所としては適地であろうというふうに考えているところでございます。御指摘のありましたインドについては、まさに最近いろいろ話は出ておるのは承知しておりますけれども、宗教上の問題もあつたりしますし、なかなか契約等々も難しいというふうにお伺いしております。

それから、自治体でインドに拠点を持って、ほかのどこをやめてインドだけ持つてるという自治体は、県レベルでは私の知る限りありませんで、インドという国は当然魅力的な市場ではありますけれども、そののみを県の拠点と、複数拠点を持つかどうかは御議論あるかと存じますが、タイの拠点をやめてインドに移すのが適切かと言われると、その辺りはどうなのかなと、ちょっと疑問符がつくというふうに担当としては感じているところでございまして、タイは県の拠点としての場所としては、今申し上げたような理由で適切でなかろうかなというふうに考えているところでございます。以上です。

○岩田委員長

内藤委員。

○内藤委員

私は決してバンコクをやめてインドに行ったらどうかということを言ったわけではなくて、本当に県内の企業がこれから海外拠点を設けて、あるいは生産拠点なりを設けていき

たいといったときには、インド協会ができたように、島根県でも、ここにはインドネシアの例は載っていないんですけども、インドネシアも人口が約3億近くあるわけなんですけど、ASEANを中心として交流していこうという、県内の企業に対しての、何ていうんですかね、マッチングの話も出ましたが、ジェトロさんも交えながら、交流の機会を設けていこうとか、もう少し県が狙われるタイの、このバンコクの拠点づくり、こういうものが生かせるのかなと私は思っておりまして、そういう意味でインド協会の例を出したわけであって、決してインドがこれから発展するだろうからバンコクをやめてインドになんていうことを言うつもりはさらさら現在の段階ではありませんけれども、ただ、民間の動きの支援ということも、それはインドについては今後必要かもしれませんし、県内の経済界の動向を見ながら、あるいは、もし県がこういうふうバンコクに駐在所を設けるのであれば、喚起するっていう、こういうこともやっていく必要があるのかなと、感じました。

私も、行ったときには、これまで話題になってるのは、お茶屋さんであるとか、あるいは飲食店も松江の方がたしか出しておいでだという記憶はありますけれども、それが今御説明のあった製造業であったのか何なのか、範疇はよく分かりませんが、人口に陰りが見えながらも、それでもタイの人口は7,000万人ぐらいだったですかね、ある程度のマーケットで、これからまだまだ発展する社会ですので、いろんな面での需要はあるかと思しますので、県内の企業のノウハウだとか、あるいはその資源をどういうふう生かせるのか、あるいは逆に言うと、もう少しタイのほうから輸入したいがとか、そういったこともあろうかと思しますので、いろんなマッチングをしていこうと思うと、ジェトロさんを交えての県内企業との交流会みたいなことはやられたほうが良いように思います。これは意見として申し述べておきたいと思います。

○岩田委員長

その他、何か質疑等ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

では、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、両部共管事項全般に関して、委員の皆様から何かございましたらお願いします。
内藤委員。

○内藤委員

その他ということですので、以前も出たかもしれませんが、東京でのしまね館といいますか、何度か行ったこともあるんですが、日比谷しまね館ですね、あそこの最近の売上高の動向っていうのはいかがですか。

○岩田委員長

錦織しまねブランド推進課長。

○錦織しまねブランド推進課長

日比谷しまね館ですけども、ちょっと今手元に速報値を持ってきてないんですけども、運営者が4月に替わりまして、当初については、4月については、1日当たりの売上げを比較すると、若干の増の効果があったというふうに聞いておりますが、KPIの達成等にはまだまだ十分ではないというところもありますので、運営事業者といろいろ協議を重ねながら、売上げに限らず、島根県の観光のPRでありますとか定住促進に資するよう

な取組をより強化していきたいというふうに考えております。

数字については、至急確認をいたしまして、急ぎ報告をするようにいたしたいと思います。

○岩田委員長

内藤委員。

○内藤委員

私も、東京へ出ると、必ず寄ってみてるんですけども、三越前と比べると客層の違いはやっぱりあるのかなと思いながら、東宝が近くにあったりするんで、あそこの日比谷館は若い人が多いのかなというふうに思います。ですが、地下1階にあるために、なかなか目立たないのかなという気がしております。1点は、お許しがいただけるのであれば、委託してある運営会社のほうで、もう少し入り口の辺りのところでチラシをまくとか、ハンドチラシですね。何かそういうような、もう少しPR活動に力を入れられたら振り向いてもらいやすいのかなと思ってみたいのと、商品構成がもう少しいろんなものを、これ、具体的な表現ではないんですけども、もう少し食品に、デイリーにつながるような食品があればもう少し寄っていただけるのかなと思ってみたいもします。そこら辺は、運営会社さんとの恐らく協議のことで商品構成も決まっていくでしょうから、商品の回転数を上げると売上げは上がっていくと思われるんで、こういった商品を置いたら回転数が上がっていくのか、そこら辺の精査も必要なのかなというふうに思っておりますので、これは意見として申し上げておきたいと思います。以上です。

○岩田委員長

その他、何かございますでしょうか。

それでは、以上で両部共管所管事項の審査及び調査を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

ここで休憩を取りたいと存じます。再開は午後1時20分からといたしますので、よろしく願いいたします。

〔休 憩〕

○岩田委員長

それでは、委員会を再開いたします。

商工労働部所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、商工労働部長の挨拶を受けます。

石橋商工労働部長。

○石橋商工労働部長

岩田委員長、岡本副委員長をはじめ、委員の皆様には、平素から私どもに御助言、御指導いただきまして厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

米国関税につきましては、午前中の共管のところで御説明したとおりですが、既に影響が出ていると回答した企業が5月時点よりも増えているという状況にありますし、相互関税につきましては、90日の停止、猶予期間、これが期限が近づいているという状況ですので、よりきめ細かに調査をしながら、引き続き注視してまいりたいと考えております。

また、イランとイスラエルの停戦合意もできたというようなことがありますけれども、中東情勢、非常に不安視されてる中、原油9割を中東に依存する日本におきましては、ま

たエネルギー価格の高騰が心配されてるような状況にあります。また、国内についても自動車のメーカーで厳しい経営状況が発表されるなど、非常に県内企業にとっても大変不安要素が多い状況にあると認識しております。

今議会では、そういった様々な要因で事業見直しの対応が迫られる中小企業に対しまして、助言、伴走支援ができるアドバイザー派遣事業の増額の補正予算とエネルギー価格高騰に関しまして、LPガスと高圧電力の支援の延長の補正予算案を提案させていただいております。

本日は、この補正予算2件と一般事件案2件、それから報告事項2件について御説明、報告させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岩田委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された商工労働部に係る議案は一般事件案2件、予算案2件です。

はじめに、一般事件案の審査を行います。

第94号議案及び承認第1号議案のうち関係分について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることにいたします。

それでは、順次説明をお願いいたします。

青砥産業振興課長。

○青砥産業振興課長

第94号議案につきまして、このたび、議会の議決にすべき予定価格が7,000万円以上の財産の取得がございますので、該当する案件について御説明いたします。

資料は1ページ、まず、囲みの部分を御覧ください。内容は三次元座標測定機の購入でございます、産業技術センターでの依頼試験や機器利用などに用いるために購入しようとするものです。一般競争入札の結果、取得金額は6,116万円、予定価格9,350万円に対し、3者が入札し、入札額の一番安かった協同組合島根県鐵工会を契約相手方候補に決定しており、議決いただいた後、購入の手続を進めます。

なお、公益財団法人JKAの補助金を活用しており、3分の2、4,000万円余の補助金を充当いたします。

この三次元座標測定機は、下の3. 導入の経緯・目的にございますが、現保有機器が平成13年に購入したもので、メーカーサポートも終了しており、老朽化に伴う更新でございまして、本年度当初予算より予算措置いただいたものでございます。

機器の特徴としては、広範な測定範囲とマイクロメートルレベルの測定精度で、様々な幾何公差評価にも対応できるもので、機械部品等の品質評価や不具合原因調査のための形状評価は県内企業からのニーズが高く、県内企業の品質管理能力や技術力の向上につながるものでございます。購入した機器を有効に御活用いただけるよう、納入後には、県内企業に対し、幅広い周知を行い、産官が一体となって、より品質の高い製品の開発や技術の高度化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○岩田委員長

門城商工政策課長。

○門城商工政策課長

それでは、2ページを御覧ください。承認第1号議案につきまして、令和6年度補正予算として本年3月31日付で専決処分をいたしましたので御説明をいたします。商工労働部全体としましては、補正額（B）の合計のところですが、一般会計5,589万7,000円を減額するものでございます。課別の補正額は2のとおりで、観光振興課以下、全部で5つの課で補正をしております。このうち、共管のしまねブランド推進課分を除く4課の予算について御説明をいたします。

3ページを御覧ください。観光振興課では、特定有人国境離島地域滞在型観光推進事業費で300万円余の減額。産業振興課では、1、先端金属素材グローバル拠点創出事業費、2、ものづくり産業総合支援事業費で合わせて406万円余の減額。中小企業課では、1、地域商業等支援事業費、2、地域課題解決型しまね起業支援事業費、3、特定有人国境離島地域創業・事業拡大支援事業費で合わせて2,300万円余の減額となっております。雇用政策課では、1、若年者県内就職促進事業費、2、多様な人材の雇用・就業促進事業費、3、障がい者の雇用促進・安定事業費など8つの事業で、合わせて2,000万円余の減額となっております。それらの主な理由としましては、補助金の交付先や委託先において、事業実績が減額になったことによるものでございます。

説明は以上です。

○岩田委員長

ありがとうございました。

以上、説明がありました。質疑等ございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

それでは、採決を行います。

一般事件案2件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

それでは、お諮りをいたします。第94号議案及び承認第1号議案のうち関係分について、原案のとおり可決、承認すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

異議なしと認めます。よって、第94号議案及び承認第1号議案のうち関係分については、原案のとおり可決、承認すべきものと決定をいたしました。

次に、予算案の審査を行います。

第81号議案のうち関係分及び第95号議案のうち関係分について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次御説明をお願いします。

門城商工政策課長。

○門城商工政策課長

それでは、4ページを御覧ください。はじめに、第81号議案、令和7年度6月補正予算の6月9日提案分の概要を御説明いたします。

1の目的別歳出予算についてですが、補正額（B）ところ、部の合計1,180万円の増額補正をお願いするものです。

2の課別歳出予算を御覧ください。産業振興課で600万円、中小企業課で580万円の増額補正です。個別の事業の説明は、後ほど各課長から説明をいたします。

続いて、8ページを御覧ください。第95号議案、6月24日提案分の概要を説明いたします。

1の目的別歳出予算についてですが、補正額（B）のところ、部の合計5億2,080万円の増額補正をお願いするものです。

2の課別歳出予算を御覧ください。課の内訳としましては、商工政策課で4億3,980万円、産業振興課で8,100万円の増額補正です。

次に、10ページを御覧ください。商工政策課分の島根県LPガス価格高騰緊急対策事業について御説明をいたします。

まず、1の趣旨ですが、国は都市ガス料金等の負担軽減支援について、緊急パッケージを策定し、7月から9月までの料金を対象に支援を再開することとしております。県では、国の支援の対象から外れておりますLPガスの消費者の負担軽減を図る支援、これを行うものです。

2の事業内容ですが、対象期間は7月から9月までの3か月分、実施時期は10月以降を予定しております。下の表を御覧ください。具体的な支援としましては、従来どおりの形で、定額支援として、主に一般消費者を対象に値引きを最大1,500円、これが①の制度でございます。それから、定額支援の対象である3か月に75立米を超えるところへの支援を給付金として、立米当たり20円、これが制度②でございます。それから、タンクやボンベ買いをされている場合などは1,500円の値引きができないということから、制度①と制度②を合わせたものを給付金で支援をするというもので、これが制度③となります。

11ページの図を御覧ください。この黄色い部分が制度①の値引きの1,500円となります。それから水色の部分、これが制度②の給付金を示したイメージというふうになります。なお、制度③は制度①と②を足した、合わせたような形になります。

これまでの第1回と、それから第2回の実績によりますと、制度①が17万8,000件、それから制度②が2,000件から3,000件、それから制度③が200件程度支援しており、今回も同様の対応になるというふうに見込んでおります。

すみません、戻りまして、10ページです。表の下の方に米印をつけておりますけれども、今回の事業は、これまでの国の支援見合いの単価設定ではなく、価格が低下傾向にある都市ガスと異なり、LPガスの価格は高止まりしているということから、令和5年の第1回の支援と同じ設定単価としております。

3の予算額ですが、支援原資と事務費等を合わせて4億3,980万円をお願いするものです。

私からの説明は以上です。

○岩田委員長

青砥産業振興課長。

○青砥産業振興課長

それでは、まず、第81号議案のうち、産業振興課分のものづくりアドバイザー派遣事業（伴走支援）について御説明いたします。資料は6ページを御覧ください。

この事業は、本年度の当初予算で新設しており、大手メーカーの生産調整等の動向に左右される県内企業が、経営基盤、体制の強化・改善に向けて取り組むために、専門家による伴走支援を行うものです。

括弧の事業内容のところ、対象は大手メーカーの動向に左右される県内製造業の事業者で、セミナーの開催のほか、専門家のコンサル事業者を活用した伴走支援を行うもので、しまね産業振興財団を事業主体として、県内事業者からの費用負担は取らず実施するものでございます。

2. の補正内容ですが、（1）その後の状況変化として、自動車産業をはじめ、米国による関税措置の影響により、様々な分野において今後、大手メーカーによる生産調整等、県内企業への大きな影響が懸念されることから、（2）補正予算要求額としては、当初予算の事業費に600万円の増額をお願いするものでございます。

3. のこれまでの事業の進捗と今後の予定といたしまして、（1）当初予算分については、4月に提案競技により支援企業であるコンサルタントを決定し、契約締結をし、現在、支援を希望する県内事業者の募集中でありまして、今週、県内事業者向けのセミナーと、本事業の説明会を開催しております。7月からは、希望される事業者4社程度を想定しておりますけれども、伴走支援を開始する予定でございます。（2）補正予算分については、予算議決後に追加契約を締結し、再度、セミナーと説明会の開催の上、9月には追加の支援対象事業者を選定し、伴走支援を開始する予定でございます。

次に、第95号議案、6月24日提案の産業振興課分、中小企業特別高圧電力緊急対策事業について説明いたします。12ページを御覧ください。

電気料金についても、ガスと同様に、国において、令和7年3月に終了した低圧・高圧については、7月から9月の負担軽減支援を再開されます。この国の支援の対象外となっている、特別高圧の電気契約で電力を利用している中小企業とみなし大企業に対して、これまでと同様に県において国と同様な7月から9月までの負担軽減支援を実施するものでございます。

2. の事業内容のところ、対象企業は、特別高圧契約で電力を利用する中小企業のほか、みなし大企業については、これまでと同様に直近の決算において営業損益が赤字の企業、そのほか、特別高圧契約で電力を利用する大規模店舗にテナント入居する中小企業と営業損益が赤字のみなし大企業でございます。

支援金額としては、国における高圧の支援単価と同じ単価で設定し、7月分と9月分は1キロワットアワー当たり1.0円に使用量を乗じた金額で、8月分は1.2円に使用量を乗じた金額とします。

上限額は、前回実施した際の上限額に前回の支援期間と支援単価を、今回の支援期間、支援単価で乗じ直して、中小企業は550万円、みなし大企業は250万円または直近の決算における営業損益の赤字額のいずれか小さい額としております。

実施の仕方といたしましては、県の直執行で、対象企業から県への申請により補助金を

交付する流れで行い、申請期間としては10月中旬からを予定しております。

3. の予算要求額としては、8, 100万円をお願いするものでございます。

私からの説明は以上です。

○岩田委員長

門協中小企業課長。

○門協中小企業課長

それでは、私のほうから7ページを説明いたします。事業継続力強化アドバイザー派遣事業（一般枠）についてでございます。

この事業も米国の関税措置対策として増額するものです。1ポツ、令和7年度当初予算を御覧ください。経営環境が変化する中で、経営革新、新分野進出などに取り組む事業者専門のアドバイザーを派遣し、各社の課題整理や計画の策定や実行などを支援いたします。

対象は、食品製造業や卸・小売業など幅広い業種の事業者としております。派遣に当たって、企業負担はなく、3回までの派遣が可能となっております。

2ポツ、補正内容です。米国による関税措置により、県内事業者には直接輸出している企業以外でも売上減少などの影響も懸念されております。各社の状況によって、取引先の分散化や販路開拓、事業の見直しなど新たな取組を検討されることも想定されます。より多くの事業者の方に活用いただけるよう、予算額を580万円増額させていただきたいと考えております。御審議いただきますようお願いいたします。

執行部からの説明は以上になります。

○岩田委員長

ありがとうございました。

説明がありましたが、質疑等ございませんでしょうか。

吉野委員。

○吉野委員

2点質問します。ものづくりアドバイザー派遣事業についてであります。こちら、補正予算分は追加契約という書き方なんですけれども、この当初予算分で選定されたコンサルに引き続きその業者と変更契約を結ぶというような意味合いなのかと思いますが、その点の確認と、今、当初予算分で、既に県内でもこの問題ではなくて、大手の企業さんからの受注減とかで大変苦しんでいらっしゃる企業さん結構ありますので、その活用の状況を、どのようになっているのかというところをちょっと聞かせていただきたいと思います。

それから、中小企業特別高圧の緊急対策事業は過去にもう3回やってらっしゃるので、そんなことは当然やられてると思うんですけれども、県直で申請をしてもらうような形になっていますから、この対象となる企業さんへの御案内はどのようにやられてるのかというところをちょっと教えていただければと思います。

○岩田委員長

青砥産業振興課長。

○青砥産業振興課長

まずは、ものづくりアドバイザーの御質問に対してですけれども、吉野委員おっしゃるとおり、基本的には随意契約を想定しております。追加分については。まずは当初分をや

ってもらいまして、その延長で数を増やしていくような形になりますので、基本的には同じ事業者さんが望ましいかなと。なんですけれども、今スタートしたところでございますので、その追加契約をするタイミングでそこまでの実施状況をしっかりと判断した上で随意契約をしようというふうに考えております。ですので、まだ、つもりというところがございます。

ちなみに、どれぐらいの事業者さんが活用されるかというところなんですけれども、ランプ関税を基に影響があるというところについては、まだ大きな影響というのは恐らくこれからという形になってきますので、そちらのほうのニーズというのは今後見えてくるというところで、今のところでは、まだ不安感というところが大きいところです。ですけれども、それまでのところで、既にランプ関税が関係ないところで、大手メーカーの受注の大規模削減であるとか、そういったところで、もう既に困っているとかという企業さんというのは、委員おっしゃるとおり、結構県内にもございまして、今週開いた説明会においても10社ぐらいの事業者さん参加されまして、セミナーの結果でぜひとも活用したいというような雰囲気 of 企業さん、結構前向きに取り組んでいただいて、セミナーが終わった後にアンケート調査も行ったんですけども、もう既に4社の企業さんは、すぐさま使わせてもらいたいというふうな、そういった手が挙がっているような状況でございます。ですので、実際、ニーズというのはあるのかなというふうに考えるところでございます。

それから、特別高圧のほうにつきましては、特別高圧を契約してる事業者さんというのは全て把握しておりますので、個別にこちらのほうから御案内しておりますし、テナントに入っておられるところについては、テナントにお願いをして、テナントを通じて御案内という形で、全ての活用する事業者さんに直接御連絡が届くような仕組み、形で行っているところでございます。

私からは以上でございます。

○岩田委員長

吉野委員。

○吉野委員

アドバイザー派遣については、結構対象事業者は多いと思いますので、しっかり使っていただけるようにお願いしたいと思います。

それから、高圧の関係は全て押さえていらっしゃるということなので、大丈夫だと思いますけれども、電力の自由化などがございますので、中国電力だけではない場合もあるかと思いますが、その辺りも含めて全て補足しているということではございましたら結構でございます。ありがとうございます。

○岩田委員長

その他ございますか。

ないようですので、採決を行います。

予算案2件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

それでは、お諮りいたします。第81号議案のうち関係分及び第95号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

御異議なしと認めます。よって、第 8 1 号議案のうち関係分及び第 9 5 号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

次に、報告事項について執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることにいたします。

それでは、順次御説明をお願いします。

斎藤観光振興課長。

○斎藤観光振興課長

私からは、令和 6 年 1 月から 1 2 月、島根県観光動態調査結果について御報告いたします。1 3 ページでございます。

観光動態調査につきましては、宿泊客延べ数、2 の外国人宿泊客延べ数、3 の観光入り込み客延べ数の 3 つについて、2 月議会で既に速報値で御報告しております。今回はこれらの最終の集計結果を確報値として改めて報告するとともに、これらの数値を基に観光地点アンケート調査結果を合わせ分析することによって、観光客の実人数や観光消費額、経済波及効果を推計し、報告するものでございます。

最初に、1、宿泊客延べ数でございます。令和 6 年の宿泊客延べ数は 3 6 1 万 4, 0 0 0 人であり、前年比 2 万 2, 0 0 0 人、0. 6 % の増加となっております。地域別には、出雲地域が 1. 4 % の減、石見地域が 6 % の増、隠岐地域が 1 8. 8 % の増でありました。

次に、1 4 ページでございます。2、外国人宿泊客延べ数でございます。令和 6 年は 8 万 7, 1 6 0 人、前年比 2 万 7, 8 3 9 人、4 6. 9 % の増加となりました。国別では、台湾、中国、韓国の順となっております。

その下、3、観光入り込み客延べ数でございます。この観光入り込み客延べ数は、県内の観光地点ごとに計測いたしました入り込み客の数を単純に合計した数字となっております。延べ人数という形で示しております。令和 6 年は 2, 9 8 6 万人で、前年比 3 3 万 3, 0 0 0 人、1. 1 % の減少ということになっております。

次に、1 5 ページ、4、観光入り込み客実人数推計でございます。これはアンケート調査の結果などを用いて実際に観光に来られたお客様の実数を推計するものでございます。令和 6 年は、実人数 1, 2 4 5 万 1, 0 0 0 人で、前年比 1 4 万 2, 0 0 0 人、1. 1 % の減と推計しております。

その下、最後に、5、観光消費額及び経済波及効果でございます。観光消費額については、一番下の表、1 人当たりの消費額、これに先ほどの観光入り込み客実人数の各区分ごとの数字を乗じる形で推計したものでございます。令和 6 年は 1, 2 4 3 億円で前年比約 1 0 0 億円、8. 7 % の増となりました。この観光消費額が県内に及ぼす経済波及効果は、産業連関表を用いて算出した結果、観光消費額の 1. 2 8 倍、約 1, 5 9 7 億円の経済波及効果が生じていると推計しております。令和 6 年はいずれも新型コロナ前の水準におおむね回復しつつありまして、特に宿泊客延べ数、観光消費額などは、比較的好条件がそろっていました令和元年と比べても 9 5 % を超える数値となっております。一方で、国内全体で過去最高を記録した外国人観光客については、令和元年比 8 9 % と伸び代を残した格

好でございます。今年は、近隣空港の国際線の充実、万博での情報発信、秋からの「ばけ
ばけ」の放送など、こうした好機を生かしまして、引き続き観光誘客に取り組んでまいり
たいと思います。

私からは以上です。

○岩田委員長

青戸国際観光推進室長。

○青戸国際観光推進室長

私からは、ベトナム航空による国際チャーター便の運航について、御報告いたします。

16ページでございます。

1ポツ、概要でございます。令和5年12月に締結いたしました、ベトナム航空、エム
エスツーリストとの覚書に基づくチャーター便の第3便といたしまして、ホーチミンのタ
ンソンニャット国際空港と出雲縁結び空港間のチャーター便をこのたび運航することにな
りました。これまでの2回の運航はベトナムの首都ハノイとのチャーター便でございまし
たが、今回は航空会社の意向もございまして、ベトナム南部の都市、ホーチミンとのチャ
ーター便運航ということになりました。日程は10月18日から22日でございまして、
販売席数は160席、双方向のチャーター便でございます。

ツアー内容でございますが、インバウンドにつきましては記載のとおりでございまして、
松江城や出雲大社等、県東部、また、今回は石見銀山やアクアス等、県の西部の各地を周
遊するツアー造成を現在調整しているところでございます。また、アウトバウンド、こち
らから行っていただく方のものでもございますが、カンボジアのアンコールワット等、今ま
でのチャーター便になかった地域を周遊するツアーの実施も予定をしているところでござい
ます。

2ポツ、チャーター便運航に向けた取組といたしましては、インバウンドではベトナム
現地の旅行博への出展や、フェイスブックでのプロモーション等を実施し、引き続きエム
エスツーリストや現地旅行会社と連携して集客を図ってまいりたいと思います。

また、アウトバウンドへの対応につきましては、地域振興部を中心に進めていただい
ておりますが、地元情報紙への広告掲載や県内イベント、例えば水郷祭等でベトナムのPR
の実施を予定しております。

また、3ポツ、このチャーター便を活用した取組といたしましては、現地で旅行会社向
けのセミナーの開催等、プロモーションの実施を検討しております。

また、今回は建設業における外国人材活用促進の観点から、建設業界の皆様の渡航も併
せて予定をしているところでございます。しっかりと搭乗率を高めて、早期に連続チャ
ーター便の運航につなげられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○岩田委員長

ありがとうございました。

ただいま説明がございましたが、質疑等ございますでしょうか。

大屋委員。

○大屋委員

私は、質問というよりも、お礼を申し上げたいと思います。ベトナムの国際線のチャー

ター便の件について、ベトナムからこの出雲空港へ来られて、県内の観光をする場合、私がこのたび説明を受けた分では、石見部が入ってなかったんですよ、石見部が。いわゆる東部、松江、出雲大社、それから広島の方へ行くというケースだったんです。私は、そんなことじゃ駄目だと。島根県は出雲、石見の2つの地域があって、石見もアクアスがあるじゃないか、石見銀山、世界遺産があるじゃないかと。石見部をどうして入れてなかったのということを言ったんですよ。今の説明で、アクアスが入っておいりました。石見銀山も入ってます。そういう意味で、私は提案したとおり、ベトナムの方が島根県に来られて、石見の方を回ってもらうというコースになっていましたので、私はそういうことを高く評価をして、お礼を申し上げたいというふうに思っております。当初は石見部は入ってなかった。私がレクチャーを聞いたときには。それで、県のほうでそういうことをしっかり検討されて、石見部が入ってますので、これについては今申し上げたようにしっかり取り組んでいただいたということを申し上げて、しっかり、もちろん松江、出雲のほうも大事ですが、石見のほうを通して広島の方へ抜けてもらう、そういうコースに入ってますから、そういう意味では非常に評価しておりますし、しっかり、そういう方向で取り組んでもらいたいと思います。

答弁は要りません。そういうことで、お礼の挨拶でございます。よろしくお願いします。

○岩田委員長

その他、何かございますでしょうか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了いたします。

錦織しまねブランド推進課長。

○錦織しまねブランド推進課長

失礼いたします。共管の審議の折に内藤委員から質問のありました日比谷しまね館の売上げについて、御報告をさせていただきます。

まず、直近3年の年間の売上げですけれども、令和4年度が1億5,818万4,000円、令和5年度が1億7,020万2,000円、令和6年度が1億9,989万5,000円ということで、令和6年度、5年度を比較すると117%ということになっております。

次に、運営者の変更の前後の比較といたしまして、昨年度と今年度の4月、5月の売上げの速報値でございますけれども、まず、4月につきましては、令和6年度が1,275万3,000円だったのに対して、令和7年度は1,309万4,000円と、103%の売上げとなっております。5月に関しましては、令和6年度の1,716万9,000円に対して、令和7年度は1,766万2,000円となっており、103%となっております。4月は運営の変更に伴って、営業日が30日中26日となっておりましたので、1日当たりの売上げを比較しますと、令和6年度の42万5,000円に対して、令和7年度は50万4,000円となっておりまして、119%となっておりまして、運営変更後に売上げの増の効果が一定程度見られたというふうに考えております。以上であります。

○岩田委員長

早速の御説明ありがとうございました。

この際、商工労働部全般に関し、委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

それでは、以上で商工労働部所管事項の審査及び調査を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

委員の皆様は、引き続き委員間協議を行いますので、しばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

○岩田委員長

それでは、委員間協議を続いて行います。

はじめに、委員長報告について御相談させてください。今回の委員長報告に当たり、特に盛り込むべき事項等あれば御意見をお願いします。（「一任」と言う者あり）

今、一任の声をいただきましたので、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任をいただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

それでは、御異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、委員会の実地調査についてであります。

はじめに、調査テーマの設定について、前回の委員会でお示ししました調査テーマ案について御意見をいただきましたので、正副委員長で検討し、県内調査回数を適宜に修正した案をタブレットに載せております。本日、委員の皆様は御確認をいただき、お示しした修正案で決定したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

いいですか。

それでは、御異議がないようですので、そのように決定をいたします。

それでは、次に、県内調査についてです。調査先及び行程につきましては、正副委員長案を作成してお示しすることとしておりましたので、事務局から説明させます。

○事務局（高橋書記）

それでは、事務局から説明いたします。資料の令和7年度、農林水産商工委員会、県内調査実施要領（案）を御覧ください。

調査目的につきましては、本委員会調査テーマであります「「地域経済と若者の定着を支える産業の育成について」－農林水産業・商工観光業における収益力向上の取組－」の県内における取組実態を把握し、今後の施策の検討に資することを目的に調査を行います。

日程は、8月25日月曜日から8月26日火曜日の1泊2日の予定でございます。

調査先につきましては、（１）出雲市の有限会社藤増牧場、（２）雲南市の株式会社熟豊ファーム、（３）安来市の特殊鋼関連企業組織SUSANO、（４）松江市の株式会社ERISA、（５）JAしまね本店を予定しています。

続いて、行程表を御覧ください。8月25日は9時15分に議事堂別館にお集まりいただき、借り上げバスで移動いたします。この日は畜産業における収益力向上の取組の調査をすることとし、午前中は有限会社藤増牧場を、午後からは株式会社熟豊ファームの取組を調査します。宿泊は雲南地域を予定しています。26日は特殊鋼関連企業組織SUSANOの参画企業であります秦精工株式会社様を、午後からはソフトビジネスパーク内に

あります株式会社E R I S Aに伺い、商工業における収益力向上の取組を調査します。また、最後は、J Aしまねを訪問し、水稻経営の収益力向上の取組について調査するほか、所管事項調査として米の品薄と価格高騰に関する問題について説明をお願いする予定としています。

以上の調査を終え、解散は17時以降を予定しております。

なお、行程につきましては、調査を図る中で、若干の変更が生じる場合もございます。

以上になります。

○岩田委員長

ありがとうございました。

この案について、皆様から御意見伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。いいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

それでは、詳細につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○岩田委員長

内藤委員。

○内藤委員

宿泊の場合、皆さんが一堂に泊まれるわけですか。

○岩田委員長

今ですね、宿泊については、そのようにさせていただこうかと考えております。

内藤委員。

○内藤委員

いろんな話が伝わってきてるんで。

○岩田委員長

いろんな話があった中で、そちらの方向で決めようかと。

内藤委員。

○内藤委員

言うても委員会っていうのは、はじめての委員会でもあるし、委員の皆さんと意見交換するとか、親睦を深めるとか、それも一つの議員活動でありますので、そのようにお願いしたいと思います。意見として申し上げておきます。

○岩田委員長

今、その方向で調整を鋭意行ってやっております。

よろしいですか。（「はい」と言う者あり）

それでは、正副委員長に御一任をお願いいたします。

また、このような計画で議長へ調査派遣承認要求書を提出することとして、派遣委員については、都合のつく限り委員全員にしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

それでは、御異議なしということですので、そのように決定いたします。

次に、県外調査についてであります。実施日程につきまして、先般、皆様の御都合を伺ったところ、１０月の２９日水曜日から１０月の３１日金曜日が最大限皆様の都合の合う、御参加いただける日程のようです。よって、この日程で県外調査を実施したいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

それでは、御異議がないようですので、そのように決定いたします。

調査先の選定につきましては、正副委員長に御一任をいただき、次回の委員会で調査先及び行程についてお示しをしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

それでは、御異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、委員派遣についてですが、所管事項に係る調査活動を計画されている方があれば、委員会として派遣決定をしておく必要がありますので、お申し出ください。いいですかね。

次に、閉会中の継続調査事件についてですが、お配りした案のとおり議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

それでは、御異議ないようですので、そのように決定をいたします。

本日の予定は以上ですが、ほかに何かございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

それでは、これをもって農林水産商工委員会を閉会いたします。ありがとうございました。